

定期報告対象一覧(特定建築物)

市が建築基準法施行細則で指定する特定建築物

国が政令で指定する特定建築物(当該用途に供する床面積の合計が200㎡を超え、避難階以外の階を次に掲げる用途に供するものに限る)

対象			報告時期
	用途	規模等(いずれかに該当するもの)	
1	a	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	平成28年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
	b	劇場、映画館、演芸場、観覧場(屋外観覧場を除く)公会堂又は集会場	
2	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が500平方メートル以上のもの ・当該用途の床面積が3,000平方メートル以上のもの 	平成29年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
3	旅館又はホテル	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの 	平成29年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
4	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る)、就寝用途の児童福祉施設等※1	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が地階又は3階以上の階にあるもの ・2階にある当該用途の床面積が300平方メートル以上のもの(病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る) 	平成30年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
5	体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツ練習場(いずれも学校に附属するものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該用途(100平方メートル超の部分)が3階以上の階にあるもの ・当該用途の床面積が2,000平方メートル以上のもの 	平成28年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
6	a	共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)又は寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る※2)	平成28年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎
	b	上記a以外の下宿、共同住宅又は寄宿舎	
7	事務所その他これに類する建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・階数が5以上、かつ、当該用途の床面積が1,000平方メートル以上のもの 	平成28年 9月1日 ～ 11月30日 以降3年毎

※1: 助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更正施設、老人短期入所施設その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設及び福祉ホーム。

※2: サービス付き高齢者向け住宅又は認知症対応型老人共同生活援助事業若しくは障害者の日常生活及び共同生活援助を行う事業のためのもの。